人事評価マニュアル改訂（平成28年9月）のポイント

1. 効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する行動の適切な評価

平成28年４月からフレックスタイム制が原則として全ての職員を対象に拡充されたことに伴い、拡充に先立って発出された「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正について」（平成28年２月25日内閣人事局人事政策統括官通知）を受けて、人事評価は、評価期間において発揮した能力や挙げた業績に基づき適切に行うものであり、**フレックスタイム制の利用の有無そのものは、人事評価結果に影響するものではない**ことを明記。

2. 法令の遵守、セキュリティ・ITに係るリテラシー向上についての適切な評価

① 「行政手続法令を含む法令の遵守の人事評価への反映について」（平成27年３月26日内閣人事局人事政策統括官通知）を受けて、**法令の遵守は服務規律の遵守・適切な業務遂行の重要な要素**となっており、**人事評価において適切に反映する必要がある**旨を明記。

② 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年３月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を受けて、**人事評価においても、セキュリティ、危機管理、IT利活用に関し、**知識の習得、規律の遵守、適切な業務遂行等の状況を把握し、**適切に反映する必要がある**ことを明記。